



# 出生届～お誕生おめでとうございます～

お生まれの日から 14 日以内に出生届にお越してください。

(14 日目が土・日・祝日の場合は、その翌開庁日までにお願ひします。)

出生届出済証明をお渡ししますので、母子手帳の所定のページへ貼付をお願いします。

【出生届に必要なもの】母子健康手帳

## その他の関連する手続き（砥部町役場本庁）

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
町民課 戸籍住民係 ☎962-2026	<input type="checkbox"/> 戸籍	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生届を出されたら、今回の出生の内容が戸籍に記載されます。</li> <li>出生届を提出した市区町村と本籍地が異なる場合は、今回の出生の内容が反映されるまでに2週間程度かかります。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 住民登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生届を出されたら、今回の出生の内容が住民票に記載されます。</li> <li>出生届を提出した市区町村と住所が異なる場合は、今回の出生の内容が反映されるまでに1週間程度かかります。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 住民票コード	出生届を出されたら、自動で付番されます。「住民票コード通知書」をもってお知らせします。 ※平成 14 年から住民票を有するすべての人に設けられた、個人固有の 11 ケタの番号です。住所や氏名に変更があった場合でも住民票コードは変わりません。
	<input type="checkbox"/> マイナンバー（個人番号）	出生届を出されたら、自動で付番されます。後日「個人番号通知書」を簡易書留郵便でお送りします。 ※平成 27 年から住民票を有するすべての人に設けられた、12 ケタの個人番号です。住所や氏名に変更があった場合でもマイナンバーは変わりません。
	<input type="checkbox"/> 出生記念品	砥部町では、お子さまの誕生を祝い出生記念品（砥部焼の器等）を贈呈します。 砥部町に出生届を出されたら、申請書をご記入いただき、その場で記念品を贈呈します。夜間・休日窓口及び砥部町外に出生届を出された方は、お誕生から 90 日以内に母子手帳をご提示いただき、手続きをお願いします。次の①②両方に該当する方が対象です。 ①平成 29 年 4 月 1 日以降に誕生のお子さまの父・母または同一世帯員の人で、お子さまの出生日に砥部町の住民基本台帳に登録されている人 ②お子さまが砥部町の住民基本台帳に登録されること <b>【母子手帳】</b>
保険健康課 保険年金係 ☎962-7057	<input type="checkbox"/> 国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険証をお渡しします。</li> <li>出産育児一時金の申請をしてください。</li> </ul> ※砥部町国保以外で出産育児一時金に相当する給付を受けとることができる場合は、支給されません。 <b>【保険証・出産費用領収明細書・直接支払制度利用の有無がわかるもの・世帯主名義の口座のわかるもの】</b>
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療	20 歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭で、所得税非課税の世帯を対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。（3 歳到達月末までは、子ども医療が優先されます。） ※お子さまの保険証が手元に届いてからの手続きとなります。 <b>【保険証・マイナンバーのわかるもの】</b>

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
保険健康課 保険年金係 ☎962-7057	<input type="checkbox"/> 子ども医療 (高校生以下)	18歳到達年度末までの子どもを対象に、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 ※おさまの保険証が手元に届いてからの手続きとなります。 【子どもの保険証】
	<input type="checkbox"/> 養育医療	出生時体重が2,000g以下または生活力が特に未熟で集中治療等の入院医療が必要な1歳未満の子どもに係る医療費の一部を助成します。 ※おさまの保険証が手元に届いてからの手続きとなります。 【子どもの保険証・子ども医療費受給資格証・母子健康手帳・マイナンバーのわかるもの】

## その他の関連する手続き（砥部町中央公民館）

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
子育て支援課 子育て支援センター係 ☎907-5665	<input type="checkbox"/> 予防接種手帳	子育て支援課でお渡しします。出生届をした窓口で「出生報告書」をもらい、ご記入の上、子育て支援課へお越しください。 【出生報告書・母子健康手帳】
	<input type="checkbox"/> 乳児一般健康診査 受診票	
子育て支援課 子ども福祉係 ☎962-6299	<input type="checkbox"/> 児童手当 (公務員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童を養育している方が住民登録をしている市区町村で請求手続きをしてください。原則、出生の日から15日以内の手続きで、出生月の翌月分から支給されます。</li> <li>・原則として、ご夫婦の所得の高い方が請求者となります。</li> <li>・公務員の方は職場での手続きとなりますが、独立行政法人にお勤めの方は役場で手続きをお願いします。</li> </ul> 【請求者名義の口座のわかるもの・マイナンバーのわかるもの】
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	父母のどちらか一方からの養育しか受けられない18歳以下の児童につき、一定の要件に該当する場合に支給されます。 【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の銀行通帳・請求者と児童のマイナンバーのわかるものなど】 ※状況によって必要書類が増える場合があります。
	<input type="checkbox"/> 子育て用品引換券	おさまの満1歳のお誕生日の前日までの月数に、3,000円をかけた金額の「子育て用品引換券」を交付します。子育て用品の購入にご利用いただけます。 【身分を証明するもの】
	<input type="checkbox"/> 愛顔の子育て応援券	第2子以降のおさまが生まれた子育て世帯に紙おむつ購入に利用できる50,000円分の「愛顔っ子応援券」を交付します。 【母子手帳】

令和6年4月1日現在



四国 | えひめ  
**砥部**  
T O B U

砥部町役場

〒791-2195

愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地

TEL (089) 962-2323

FAX (089) 962-4277